

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和5年7月6日(木)

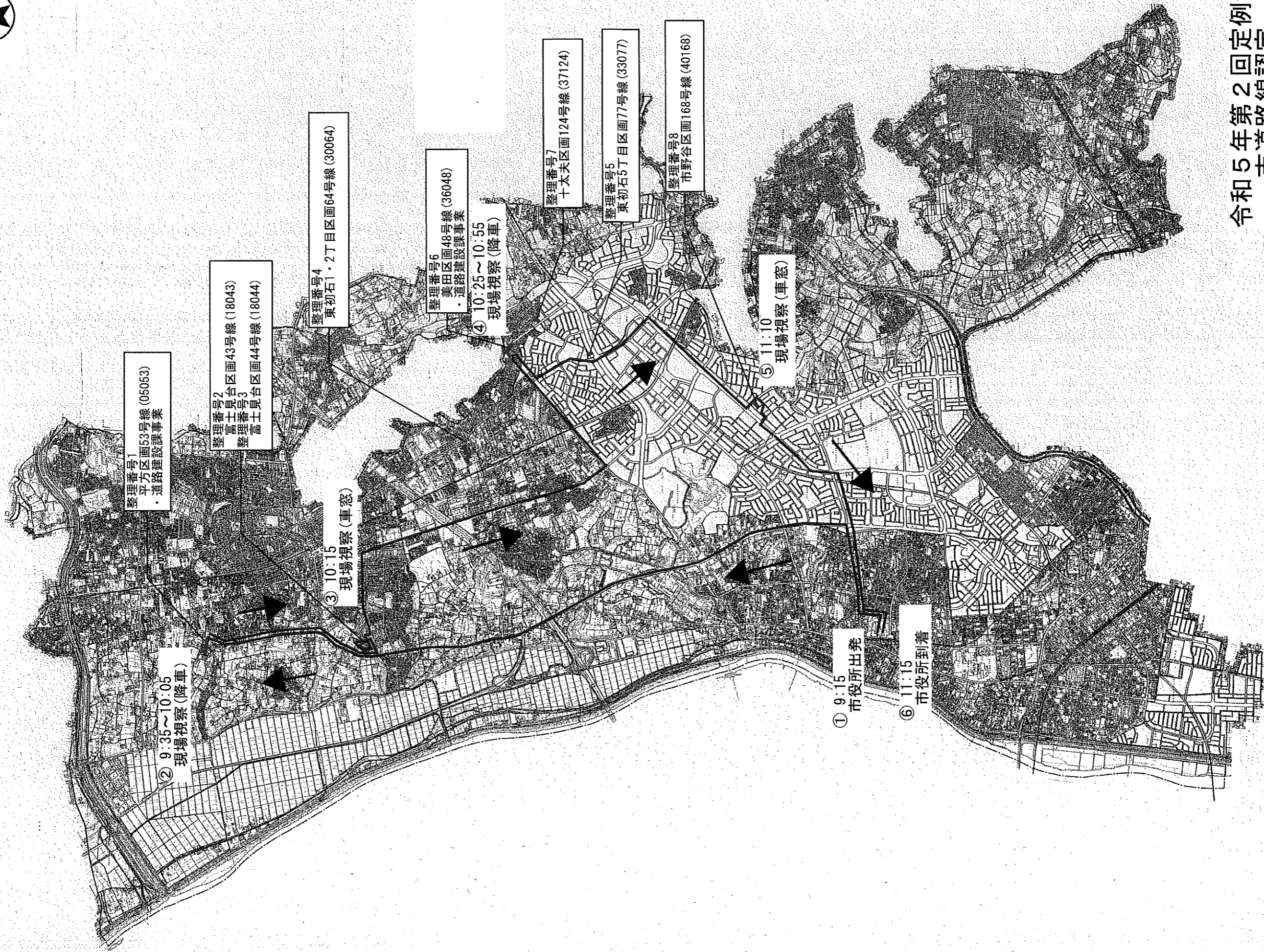
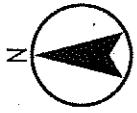
午前8時50分開議

場 所 第3・4委員会室

- 第1 議案第39号 市道路線の認定について
- 第2 議案第38号 東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の締結について
- 第3 議案第37号 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 所管事務の継続調査について

市道路線の認定について

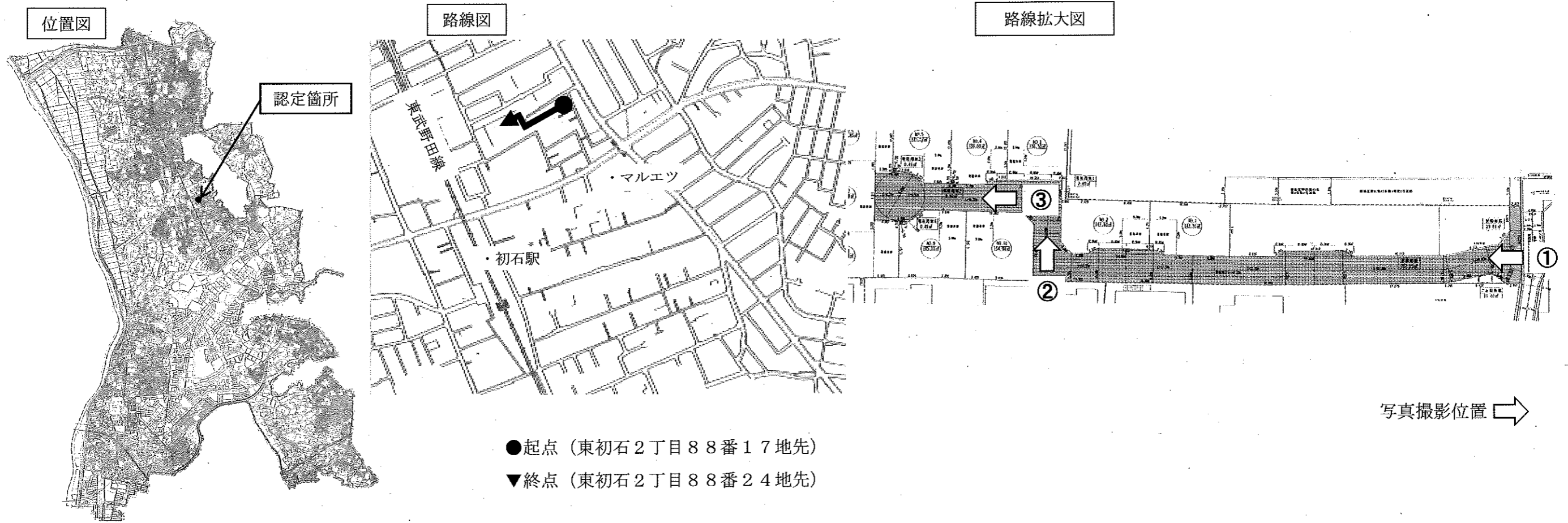
本案は、民間宅地開発によるもの6路線、市道路事業によるもの2路線の計8路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便向上に資するもの。



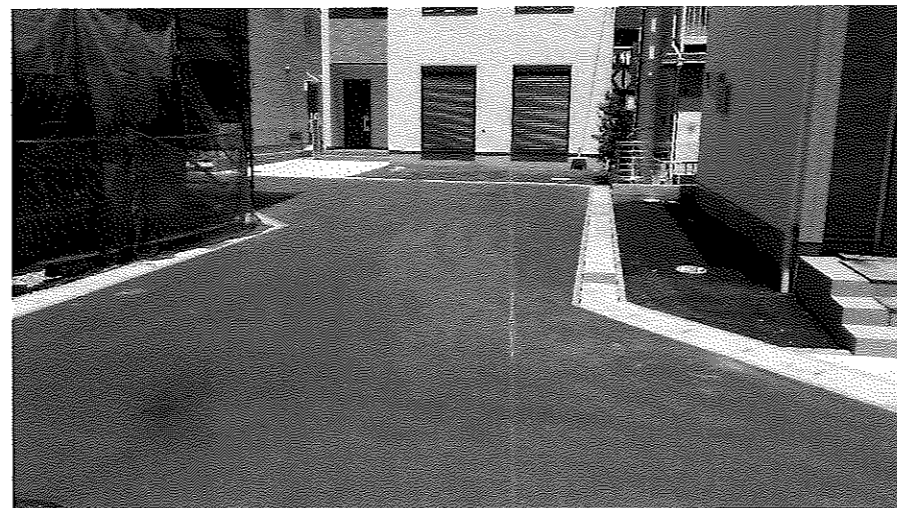
令和5年第2回定例会
市道路線認定

【追加資料 視察ルート位置図】

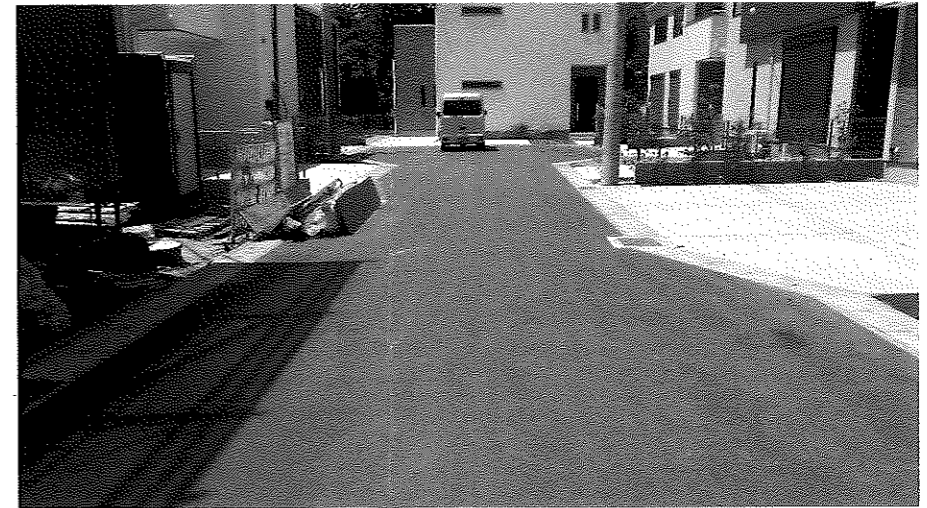
整理番号 4 東初石1・2丁目区画64号線(30064号線) 路線延長:128.22m 最小幅員:5.01m 最大幅員:9.01m



現況写真① (起点付近)

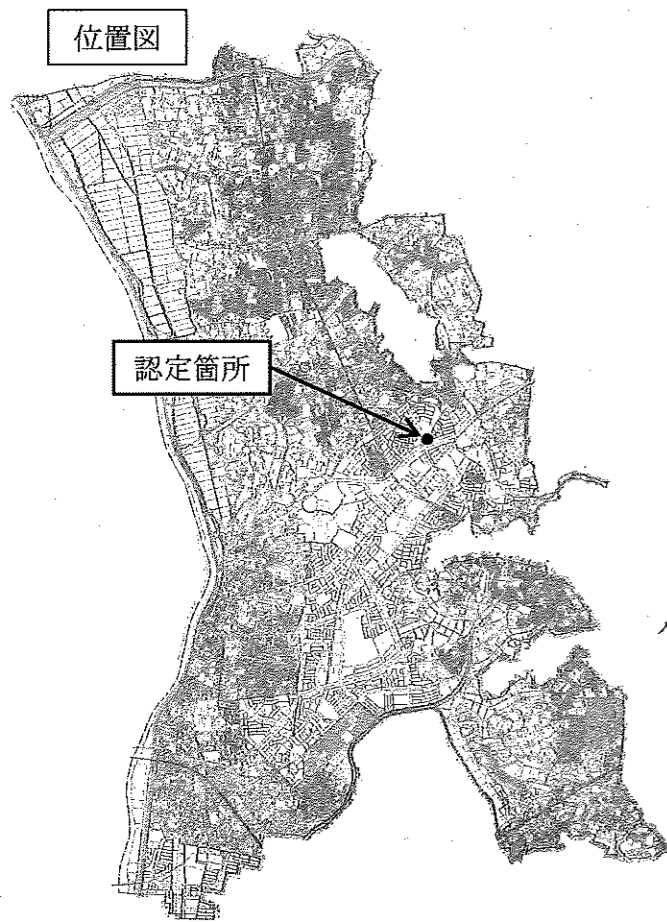


現況写真② (中間付近)

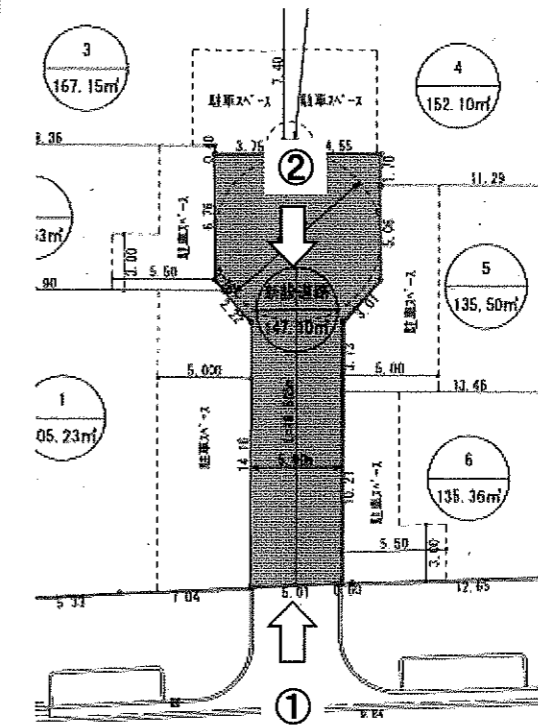


現況写真③ (終点付近)

整理番号 5 東初石5丁目区画77号線 (33077号線) 路線延長: 23.08m 最小幅員: 5.01m 最大幅員: 9.01m



路線拡大図



- 起点 (おおたかの森北三丁目1番14地先)
- ▼ 終点 (おおたかの森北三丁目1番10地先)

写真撮影位置 →

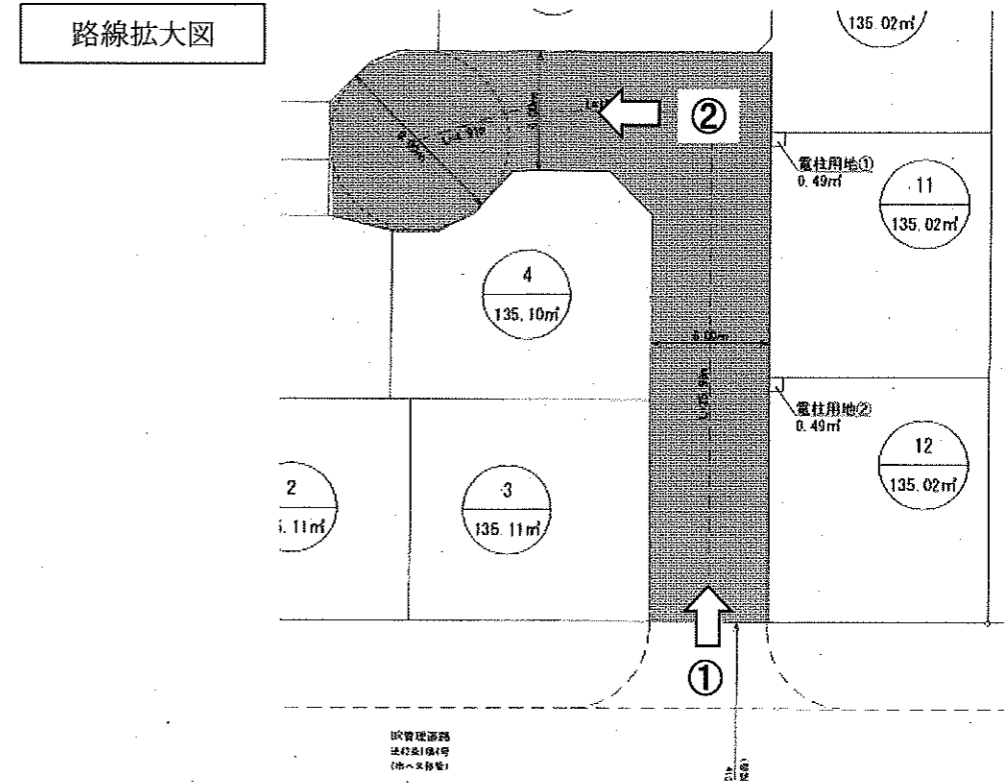
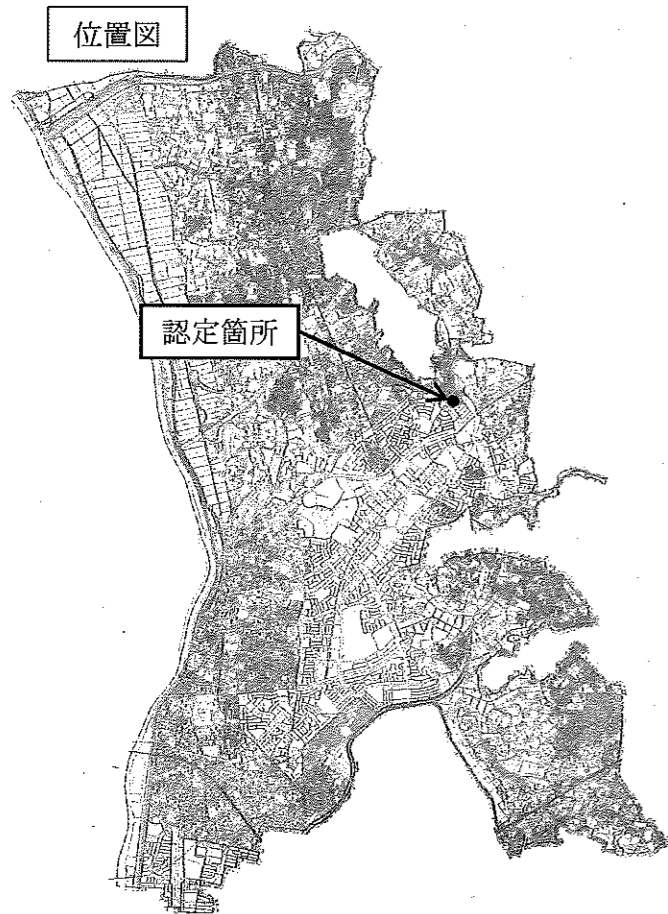


現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)

整理番号 7 十太夫区画124号線 (37124号線) 路線延長: 44.96m 最小幅員: 6.00m 最大幅員: 9.00m



- 起点 (おおたかの森北三丁目43番26地先)
- ▼ 終点 (おおたかの森北三丁目43番19地先)

写真撮影位置 →



現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)

初石駅施設整備事業について

1. 概要

東武野田線初石駅については、長きにわたり、近隣住民や駅利用者の方々から、「東口の開設」が強く要望されていた。

平成30年度には、地元の皆様からの1万2千件を超える署名を受領し、署名の意を汲んだ要望書を市長自ら東武鉄道株式会社に提出した。

その後、本要望書に基づく「東口の開設」が事業決定し、市と東武鉄道株式会社との協議により、「東口の開設」は「橋上駅舎と自由通路の整備」として方針を決定し、事業が本格的に動き出した。

今回、東武鉄道株式会社との協議が整い、駅の橋上化及び自由通路整備工事に関する合意書が締結されたことから、自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定について、議案を上程するものである。

2. 経過及び進捗状況

【令和2年度】

- ① 橋上駅舎、自由通路、東口駅前広場の基本設計が完了。

【令和3年度】

- ① 「橋上駅舎と自由通路の整備に関する基本協定」を締結。
- ② 「橋上駅舎と自由通路の実施設計に関する協定」を締結。

【令和4年度】

- ① 自由通路整備に支障となる店舗の撤去が完了。
- ② 橋上駅舎及び自由通路の実施設計が完了。

【令和5年度】

- ① 自由通路整備工事に関する施行協定締結のため、市議会(第2回定例会)に議案を上程。
- ② 橋上駅舎及び自由通路整備工事に着手(予定)。
- ③ 東口駅前広場の整備工事に着手(予定)。

3. 工事スケジュール等について

- ① 橋上駅舎及び自由通路は令和5年6月7日付けで施行協定締結に向けた合意書を締結。施行協定は令和5年7月に締結予定。
- ② 工事期間は約1年半を要すると見込んでおり、供用開始は令和6年度末になると考えている。

【全体スケジュール(予定)】

項目\年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
設計関係	実施設計			
費用負担協議	協議			
駅舎自由通路		施行協定 ◎☆ 合意書	工事	供用開始 ☆
現駅舎等解体				工事
東口駅前広場			工事	
西口駅前広場			暫定工事	拡張工事

4. 自由通路整備工事に関する施行協定締結について

- ① 東武鉄道株式会社と「東武野田線初石駅の橋上化及び自由通路整備に関する施行協定」を締結するもの。
- ② 概算総額は、2,775,800,000円で、内訳は自由通路整備が1,331,800,000円、駅の橋上化が1,444,000,000円である。

駅舎及び自由通路整備案・東口駅前広場整備案・西口駅前広場整備(自由通路供用開始時)案

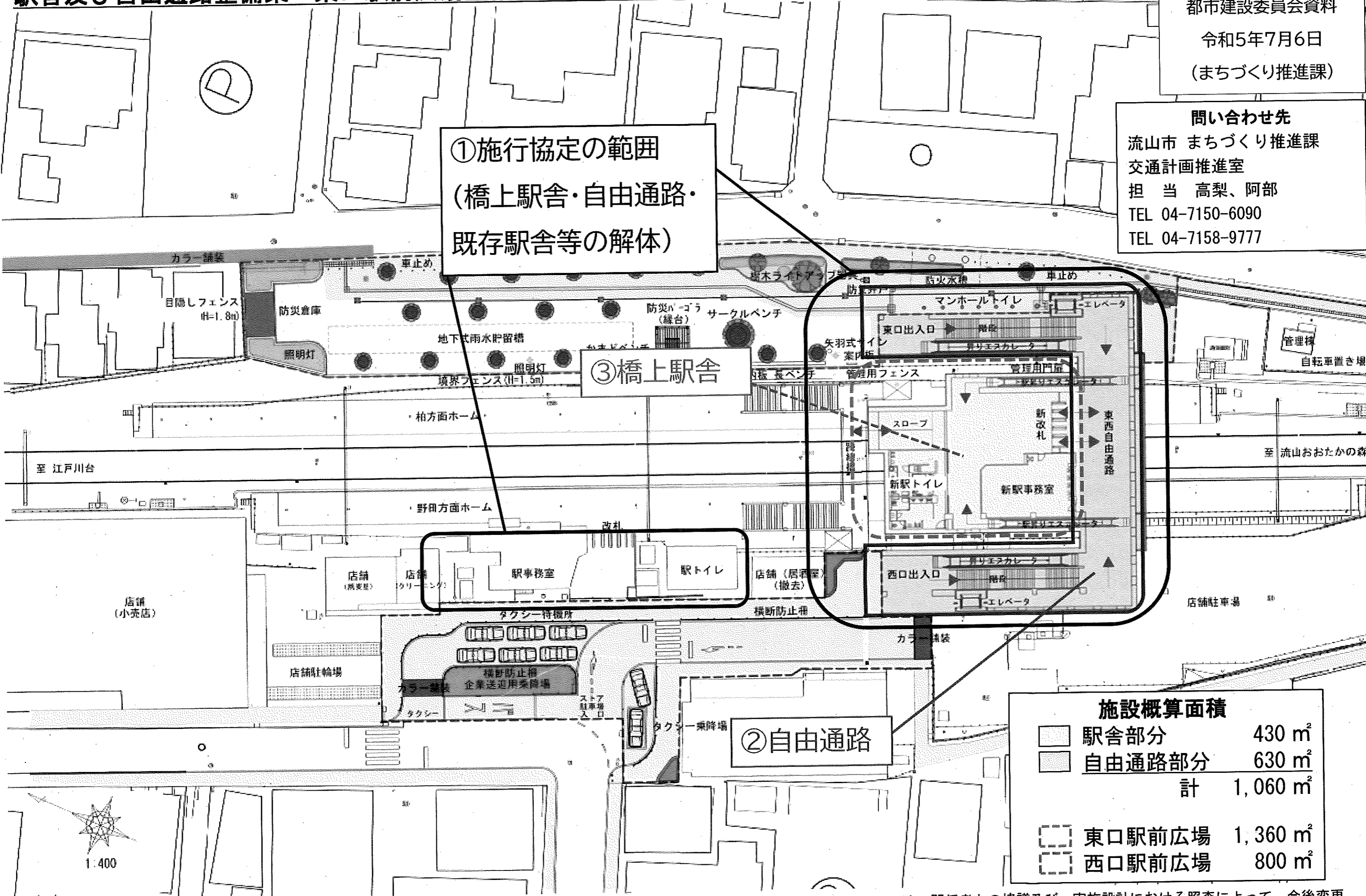
都市建設委員会資料
 令和5年7月6日
 (まちづくり推進課)

問い合わせ先
 流山市 まちづくり推進課
 交通計画推進室
 担当 高梨、阿部
 TEL 04-7150-6090
 TEL 04-7158-9777

①施行協定の範囲
 (橋上駅舎・自由通路・
 既存駅舎等の解体)

③橋上駅舎

②自由通路



施設概算面積	
駅舎部分	430 m ²
自由通路部分	630 m ²
計	1,060 m ²
東口駅前広場	1,360 m ²
西口駅前広場	800 m ²

※計画図面については、関係者との協議及び、実施設計における照査によって、今後変更する場合があります。

1:400

「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正の理由及び背景

全出力20キロワットから200キロワットまでの急速充電設備については、火災の発生のおそれがある設備として流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号。以下「条例」という。）第11条の2の規定により、位置、構造及び管理について基準を定め、規制しているところです。一方、全出力200キロワットを超える急速充電設備は、条例第11条の変電設備としての扱いとなり、変電設備の規制が適用されています。

近年、電気自動車等に搭載される電池の大容量化が進展する中、大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて高出力化へのニーズが高まり、同設備の普及がさらに加速することが予想されます。

上記の事情を鑑み、総務省消防庁において全出力200キロワットを超える急速充電設備について火災危険性の検討が行われ、新たな火災危険性は確認されなかったことから、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）の一部改正が行われ、所要の規定の整備が行われました。このため、本市においても、条例第11条の2に規定する急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、対象火気省令の改正に伴う所要の改正を行うものです。

また、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「健進法」という。）が平成30年7月に改正され、望まない受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が原則禁止され、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例第23条では、喫煙所の標識について規定しており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる現状に対応するため、規定の改正を行う必要があるものです。

2 主な改正の内容

改正内容	変更詳細	条項
<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象となる急速充電設備の全出力上限の撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状20キロワット以上200キロワット以下の規制であったものを、出力の上限を撤廃したもの。 	第11条の2第1項
<ul style="list-style-type: none"> ・急速充電設備は、コネクタを用いて充電する旨を定義付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、「コネクタ型」と「非コネクタ型」の区別がなかったことから急速充電設備の規定はコネクタ型であることが明確化されたもの。 	同条第1項
<ul style="list-style-type: none"> ・分離型の急速充電設備に対する規定の追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、設備本体とケーブルが一体となって充電する「一体型」の設備が一般的であったが、急速充電設備本体にケーブルを介して接続される急速充電設備等のポスト部分から充電する形態の「分離型」が設置される事例が多くなったことから「分離型」の設備に求められる安全措置が規定されたもの ・充電ポストも規制範囲に含むこと。 ・屋外に設ける場合の離隔距離及び筐体の施工緩和。 ・充電ポストに蓄電池は内蔵してはならないこと。 ・安全装置を速やかに操作できる箇所に設けること。 	同条第1項第1号第1号第11号第17号
<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所標識の設置緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に定める標識を設ける場合に火災予防条例に定める標識の設置は不要となったもの。 	第23条第1項第3号
<ul style="list-style-type: none"> ・流山市火災予防条例の標識を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに国際標準化機構及び日本産業規格に適合するものと規定されたもの。 	第23条第1項第4号

急速充電設備関係

喫煙所標識関係

3 施行期日

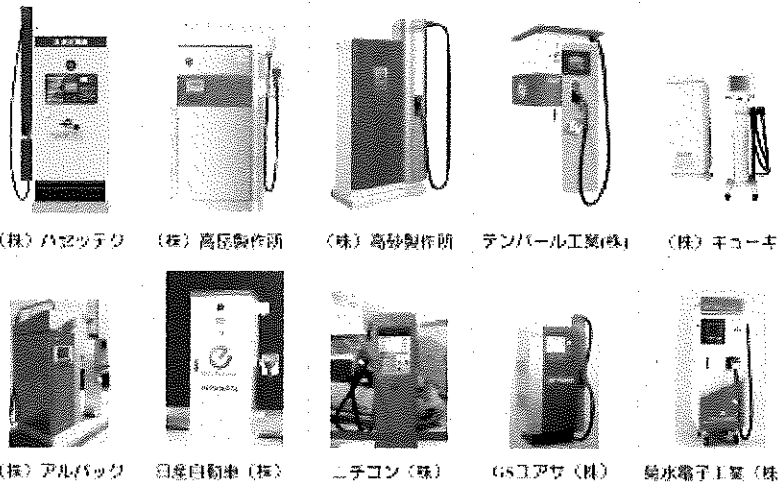
公布の日から施行する。ただし、条例第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

4 補足資料

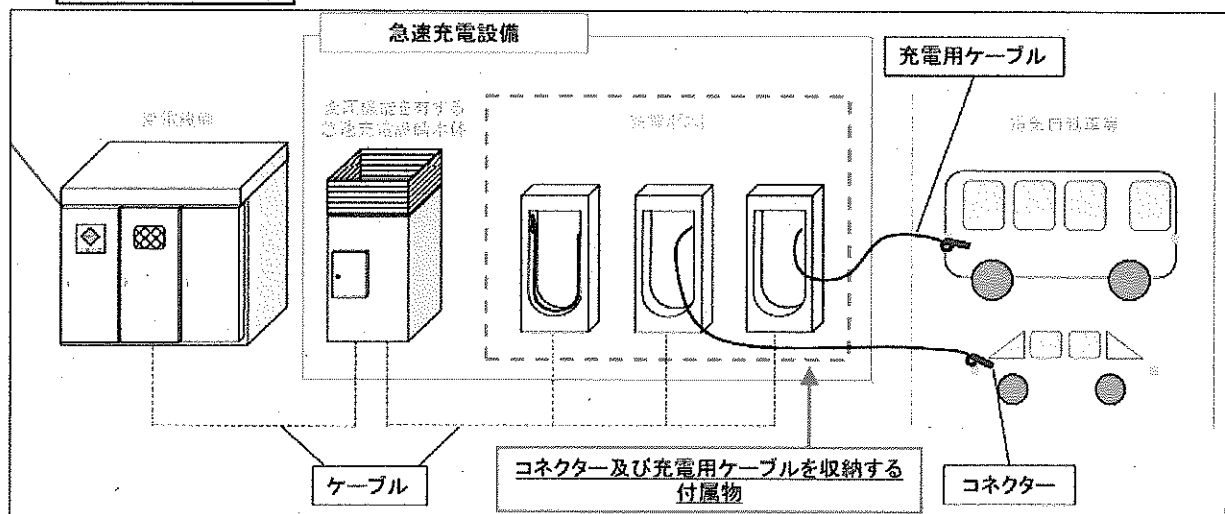
規制一覧表

現行	全出力20kW以下のもの	全出力21~200kWまでの急速充電設備	全出力200kWを超える急速充電設備等
	規制なし	「急速充電設備」として規制	「変電設備」として規制
対応(案)	全出力20kW以下のもの	全出力20kWを超える設備	
	規制なし	「急速充電設備」として規制	

一体型の例



分離型の例



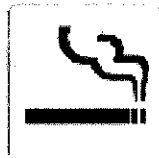
健康増進法に基づく標識



日本産業規格（JIS）図記号



禁煙



喫煙所



火気厳禁

流山市火災予防条例（昭和37年条例第12号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて 充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ）及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては</p> <p>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その躯体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p> <p>_____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) その躯体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p>

改正後	改正前
<p>(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができ、速やかに操作することができる箇所に設けること。</p> <p>(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタ <u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自</p>	<p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p>(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</p> <p>(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p>(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</p> <p>(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自</p>

改正後

動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(19) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

(喫煙等)

改正前

動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(新設)

(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(18) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格




に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

(喫煙等)

改正後	改正前
<p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増</p>	<p>第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席</p> <p>(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分</p> <p>(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲</p> <p>(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所</p> <p>2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて</p>

改正後	改正前						
<p>増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合におけるこの限りでない。）</p>	<p>図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p>						
<p>4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、<u>国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>						
<p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>	<p>5 前項 第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p>						
<p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p>						
<p>7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p>	<p>7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。</p>						
<p>別表第7 削除</p>	<p>別表第7（第23条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1141 112 1220 1120"> <thead> <tr> <th data-bbox="1141 112 1220 492">表示の種類</th> <th data-bbox="1141 492 1220 784">図記号</th> <th data-bbox="1141 784 1220 1120">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色			
表示の種類	図記号	色					

改正後	改正前		
	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白